

答申保第11号
平成22年5月18日
(諮問保第15号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年3月25日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情、相談等事案処理票の私に関する情報 2004年10月～12月、2005年4月～5月、2006年12月～（2007年）3月、2006年8月、2007年3月～4月、2007年8月、2008年2月」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月21日付け鹿相第25号で「あなたが2005年4月から5月までの間、2006年8月、2007年8月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を、また、同日付け鹿相第26号で「あなたが2004年10月から12月までの間、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月までの間、2008年2月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたの情報」につき保有個人情報不開示決定を、それぞれ行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといふものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア この決定に係る警察相談記録の私の個人情報は改ざんされている。これらの文書は〇〇が起こした様々な暴力事件（ミンボー）隠蔽のため、先方関係者、弁護士等によって後追いで捏造されたものである。組織犯罪関係者側の中に警察職員が含まれているため、現在も事件の解決がのぞめず、被害が拡大している。事件の全容解明のため、一部開示に対し不服を申し立てる。

イ 一連の警察相談の個人情報、政治的意図や諸事情でいとも簡単に改ざんされたり、捏造されたりすることがあるという事実を証明していた。行政庁の事実認定の誤りが決定を不当とする最大の理由であるが、「処分理由説明書」の条例13条2号について述べれば以下の様になる。

① 条例第13条第2号ただし書きイ該当について

まず、私の個人情報は、人命に関わる重大な事件に関する相談であり、条例第13条第2号ただし書きイの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」に該当するので全開示を求めたい。

② 「受理者」、「措置者」及び「申出内容」欄の警察職員の氏名の不開示について

第13条第2号ただし書きウ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の内容に関する部分」に該当するので開示を求めたい。これは、絶対的公開事由と規定されている。公務員の個人情報を公開して国民に対する説明責任を全うすることは、時として公務員個人のプライバシー保護より優先されるべき利益であるからである。

③ 「関係者」欄の不開示について

条例第13条第2号ただし書きイの絶対的公開事由に該当するので全開示を求める。

なお、この関係者欄は、〇〇の〇〇、〇〇など名刺や資料まで提出して私が申し出た加害者を恣意的に不開示部分にしてあったり、開示された名も〇〇を〇〇、〇〇を〇〇と個人識別が判りにくいようにしてあったり、〇〇と〇〇の名は全部省いてあり、一番問題の〇〇は「警官の一人」と記載されているのみで相談に行く際も、〇〇の社用車がつけ回し、先方弁護士より先に圧力や妨害が警察にあったことをつけ加えておく。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民から申し出がなされた苦情、相談、要望、意見、請願その他の申し出について、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理する「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力した資料で、相談者等の申出要旨、内容等をそのまま記載することとなっている。

(2) 一部開示決定の理由

ア 「受理者」、「措置者」及び「申出内容」欄の警察職員の氏名

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の者である。「受理者」、「措置者」及び「申出内容」欄に記載された警察職員は、警部補又は同相当職以下の職員で第三者に関する情報であり、条例第13条第2号ただし書きのいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とした。

イ 「関係者」欄の第三者に関する情報

「関係者」欄に記載してある第三者に関する情報のうち、開示請求者が自ら申し出て「申出内容」欄に記載されたものは、条例第13条第2号ただし書きアの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」であることから開示し、それ以外のものは、条例第13条第2号ただし書きのいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月3日	諮問を受けた。
7月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月4日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9月17日	審査請求人から意見書を受理した。
平成21年6月29日	諮問の審議を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。
9月14日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
11月30日	諮問の審議を行った。
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
2月18日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。
4月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、2005年4月から5月までの間、2006年8月、2007年8月に警察に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は、当該情報が記載された2005年5月2日、同年5月16日、2006年8月17日及び2007年8月21日の各日付け受理分の苦情・相談等事案処理票を対象保有個人情報として特定し、同処理票の「受理者」、「措置者」及び「申出内容」の各欄に記載された警部又は同相当職以上の職員を除く警察職員の氏名（以下「本件不開示情報1」という。）並びに「関係者」欄に記載された氏名及び性別（以下「本件不開示情報2」という。）を条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人はこれら不開示とされたすべての情報の開示を求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号の不開示情報に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号該当性について

(ア) 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち、第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる警察職員の氏名そのものであって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これを公表している事情は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報2の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報2は、開示請求者が自ら申し出た以外の者の氏名及び性別であるが、同情報は、条例第13条第2号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当することは明らかである。

当該氏名及び性別は公務員以外のものであることから、同号ただし書ア、イの該当性について検討する。

本件不開示情報2は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる氏名及び性別であり、同号ただし書アに規定する法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって、本件不開示情報2を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。